

市街化調整区域の開発許可制度の見直しについて

50戸連たん制度により、農地を開発して宅地には出来なくなりますが、すでに宅地になっている土地では、引き続き建築が可能です。
人口減少が著しい区域に限定して、新たに20戸連たん制度を新設したり、空き家の用途変更を緩和することで、既存集落の維持・活性化を図ります。

